

平成 26 年 8 月 29 日

各 位

会 社 名 日 本 風 力 開 発 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 塚 脇 正 幸
(コード番号 2766 東証第二部)
問 合 せ 先 代 表 取 締 役 専 務 小 田 耕 太 郎
(TEL. 03-3519-7250)

金融庁による課徴金納付命令の決定について

平成 25 年 3 月 29 日付の「証券取引等監視委員会による本日の発表に関するお知らせ」にて開示しておりますとおり、当社が平成 21 年 3 月期に行った販売斡旋取引をめぐって、証券取引等監視委員会から内閣総理大臣および金融庁長官に対し、当社に課徴金納付命令を発出するよう勧告がなされ、審判手続が行われてきました。

その結果、平成 26 年 8 月 28 日付にて、金融庁より、納付すべき課徴金の額を 3 億 9,969 万円、納付期限を平成 26 年 10 月 29 日とする旨の決定がなされ、本日当該送達を受けましたので、お知らせいたします。本決定に伴う平成 27 年 3 月期の業績に与える影響につきましては、本日開示いたしました「特別損失の計上及び業績予想の修正に関するお知らせ」をご覧ください。

当社は、審判手続において、問題とされた販売斡旋取引には実態があることを十分に主張立証してまいりましたが、今般、金融庁による課徴金納付命令の決定に至ることとなり、極めて遺憾であります。

当社といたしましては、審判手続における立証結果等を踏まえ、今後速やかに、裁判所に対して課徴金納付命令の決定の取消しの訴えを提起し、別途平成 25 年 4 月 18 日付けで開示しております「有価証券報告書の虚偽記載に係る訂正報告書の提出命令取消に関する訴訟の提起について」における取消訴訟（当該訴訟につきましては、引き続き係争中です。）と共に、司法の場において公正な判断を求める方針です。

株主の皆様をはじめ、多くの関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。

以 上